

JCI  TM Junior Chamber International **NAYORO**
一般社団法人 名寄青年会議所

定款

會員資格規定

一般社団法人名寄青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人名寄青年会議所（以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を北海道名寄市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国家的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党及び宗教のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究及びその改善に資する事業

(2) 会員の指導力開発及び能力開発に関する研究並びに相互の連携に資する事業

(3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を推進する事業

(4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第2章 会員

(種類)

第6条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 名寄市及びその周辺市町村に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、事業年度中に40歳に達するときは、その事業年度内は40歳を越えてもなお正会員としての資格を有するものとし、また、他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることができない。

(2) 特別会員 40歳に達した事業年度の末日まで正会員であった者で、理事会において入会を承認されたもの。

(3) 名誉会員 本会議所に功労のあった者で、理事会において推薦されたもの。

(4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認されたもの。

(権利)

第7条 正会員は、この定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員及び賛助会員は、理事会の承認を得て前項の事業に参加することができる。

(義務)

第8条 会員は、この定款に定めるもののほか、定款に基づく規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(会員資格の取得)

第9条 本会議所の正会員及び賛助会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費等の納入義務)

第10条 正会員は、入会に際して総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員、特別会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める会費を所定期日までに納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 破産宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第12条 本会議所を退会しようとする会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、総会において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会議所の目的に反する行為のあるとき。

(2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。

(3) 会費納入期限を6箇月過ぎても納入義務を履行しないとき。

(4) この定款その他の規程に違反したとき。

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を理事長、2人又は3人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第16条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は正会員又は特別会員の中から選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の任期)

第17条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 3 理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第18条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、翌々年の12月31日に任期が満了する。

- 2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 3 監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第19条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の免除)

第22条 本会議所は、役員が法人法の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、

理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第23条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により、別に定める。

(直前理事長)

第24条 本会議所に、任意の機関として直前理事長を置く。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれに当たる。
- 3 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
- 4 直前理事長として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
- 5 直前理事長は総会の決議によって解任することができる。
- 6 直前理事長は、無報酬とする。

(顧問)

第25条 本会議所は、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長経験者でなければならない。
- 3 顧問は、理事長が推薦し、総会においてこれを選任する。
- 4 顧問は、理事長経験を生かし、本会議所の運営に関して理事長の諮問に応え、助言をすることができる。
- 5 顧問として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
- 6 顧問は、総会の決議によって解任することができる。
- 7 顧問は、無報酬とする。

第4章 総会

(構成)

第26条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第27条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 直前理事長及び顧問の選任及び解任
- (6) 理事長候補者の選出
- (7) 定款の変更
- (8) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (9) 入会金及び会費の額

(10) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項
(種別及び開催)

第28条 総会は、定時総会として、毎年1月及び8月に2回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会のうち、毎年1月に開催する定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。
(招集)

第29条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、理事長は、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日の1週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

4 理事長はあらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第30条 総会の議長は、理事長又はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第31条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第32条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の各号の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。この場合において、理事会は、総会の決議により理事長候補者、副理事長及び専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会として毎月1回開催するほか、臨時理事会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事はこれに署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第42条 本会議所は、毎月1回以上例会を開催する。

2 例会は、すべての正会員をもって構成する。

3 例会の運営に関する事項は、総会の決議により別に定める。

(委員会の設置)

第43条 この法人に、その目的達成に必要な事項を調査、研究及び審議をし、又は実施するため、委員会を設置する。

2 委員会は、委員長1名、副委員長3名以内及び委員若干名をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、理事会において会員の中から選任及び解任する。

4 委員会の組織及び運営に関する事項は、総会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(財産の管理)

第45条 本会議所の財産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会及び総会の決議による。

(事業計画及び予算)

第46条 本会議所の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会議所の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、毎年1月に開催する定時総会に提出し第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第48条 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第50条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算人)

第51条 本会議所の解散に際しては、解散の日を含む事業年度の理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(残余財産の処分)

第52条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散後の会費の徴収)

第53条 本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内において、会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 本会議所の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、理事会の決議により任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第10章 情報の開示、個人情報の保護及び公告

(情報の開示)

第55条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

2 情報開示に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 本会議所は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める

(公告)

第57条 本会議所の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(委 任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

一般社団法人名寄青年会議所会員資格規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、会員資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定する。

第2章 入会

(資格)

第2条 本会議所に入会を希望する者は、青年会議所活動の趣旨に賛同し率先して事業会合等に参加し地域社会の発展と自身の指導者としての修練に努力する者でなければならず、主として、経済的活動を行っている青年で、法人・個人問わず、職場の推薦があることとする。

(手続)

第3条 入会を希望する者は、正会員2名以上の推薦を受け、所定の入会申込書に所定の事項を記載し、写真を添付後期日までに推薦者を通して事務局に提出しなければならない。

(推薦者)

第4条 入会における推薦者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 入会后満2年以上を経過した者
- (2) 前年度例会出席率が70%以上の者

(責任)

第5条 推薦者は推薦した新入会員について1年間の例会、諸事業の出席、年会費及び諸費納入等、会員の責任などについて良識をもって指導しなければならない。

(審査)

第6条 理事長は、入会審査を担当の委員会に委託する。

第7条 入会審査を委託された委員会は、次のとおり入会の審査を実施する。

- (1) 入会申請書の記載について
- (2) 推薦者の資格について

第8条 担当委員会は、役員とともに入会申込者と面接し、本会議所の趣旨、定款、規程等をよく説明し理解させた上で入会申込書を理事会に提出し、面接の結果を理事会に報告する。

(審議)

第9条 理事会は推薦者を出席させて推薦の理由を聞き、投票により出席理事全員の賛成で入会を承認する。但し、反対票のあった時はその年度の入会は認めない。

(通知)

第10条 入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に通知する。

(入会)

第11条 入会を承認された者は、所定の入会金並びに年会費の納入をもって正会員となる。但し、承諾後1ヶ月以内に納入しない場合はこの限りではない。

第3章 入会金及び会費

(入会金、会費及び納入)

第12条 本会議所定款第10条による入会金、会費の額及び納入期限は次のとおりとする。

(1) 年会費

入会金 20,000円

正会員 90,000円

特別会員 20,000円(2ヶ年分)

賛助会員 20,000円

(2) 理事会が必要と認めた場合は、前号にかかわらず、理事会が決定した額を特別会費として徴収することができる。

(3) 正会員の入会金の納入期限は、正会員として承認後1ヶ月以内とする。

(4) 会費の納入期限は、3月末日とする。分割を希望する場合は、理事会の承認が必要とする。

第4章 義務

(参加)

第13条 正会員は、総会、例会、委員会、各種事業及び青年会議所公式行事などに積極的に参加する義務を有する。

第14条 正会員は、JCバッジ・ネームプレートの着用を義務とする。但し、理事長が認める場合はこの限りではない。

第15条 新入会員は、その年度の例会及び青年会議所事業に80%以上の出席義務を有し、理事長の定める本会議所以外の公式行事にも出席しなければならない。これを達成出来ない場合には会員の資格を失う場合がある。

(遵守)

第16条 会員は公益社団法人日本青年会議所定款、本会議所定款、各規程、総会決定事項並びに、理事会決定事項を遵守する義務を有する。

第5章 事業所の変更

(届出)

第17条 正会員は事業所を変更した場合は、直ちに新事業所の推薦状を添えて変更届を事務局に提出する。

第6章 除名

第18条 本会議所定款第13条による。但し、第1号及び第2号については、理事会において決議された後、総会に上程する。第3号、第4号及び第5号については次に定める。

- (1) 財務の担当委員会は、督促状を送付し発送後2週間の猶予期間を設け、何ら正当な理由無く納入されない場合は、理事会に報告する。
- (2) 担当委員会は、出席義務を履行していない旨を伝え、出席を促す文書を送付し発送後2週間の猶予期間を設け、出席出来ない理由が回答されなければ、理事会に報告する。
- (3) 報告を受けた理事会は、協議し決議をもって退会勧告書を発送し、更に何ら是正なき時は、理事会の承認を得て総会に上程する。

第7章 特別会員・賛助会員

(資 格)

第19条 特別会員の任期は永年とするが、いつでも退会することができる。なお、2年間は別に定める会費を納入しなければならない。

第20条 特別会員は、各種大会に出席する事が出来る。

第8章 細 則

第21条 本規程の施行に関する細則は、法人法により理事会の決議をもって定める。

附 則

本規程は、一般社団法人名寄青年会議所の設立認可のあった日より施行する。